

# 西川流域で

# 「特定都市河川」及び 「特定都市河川流域」

## の指定を行いました (令和7年1月28日指定)

～流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むために～

### 西川特定都市河川流域位置図



### 指定の背景

西川流域では潮位の影響や低平な地形により浸水被害が多発しています。また、近年は気候変動の影響により、水災害が激甚化・頻発化しています。こうした状況に対応するため、流域関係者が一体となって対策に取り組む「流域治水」の考え方のもと、西川を特定都市河川に指定しました。

### 指定されるとどうなる？

特定都市河川流域内における雨水の浸透を阻害する1,000㎡以上の開発については、「**県知事の許可**」及び「**雨水の流出抑制対策**」が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

### 特定都市河川浸水被害対策法とは

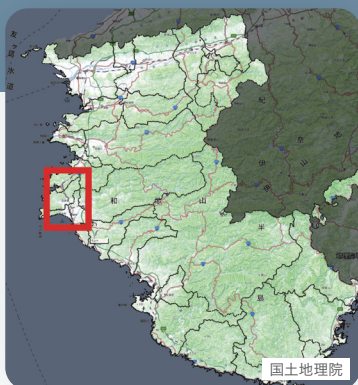
著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。

### 特定都市河川

西川、下川、齊川、財部川、富安川、東谷川、北吉田川、千津川、堂閉川、和田川、東裏川、森後川、志賀川、三河谷川、片河谷川、比井路谷川、早津川、小中川、池田川

### 特定都市河川流域

御坊市、美浜町、日高町、日高川町  
各市町の一部



詳しくはこちら(国土交通省)

Q 特定都市河川法 検索



特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際は  
**雨水の流出抑制のため 許可が必要** な場合があります

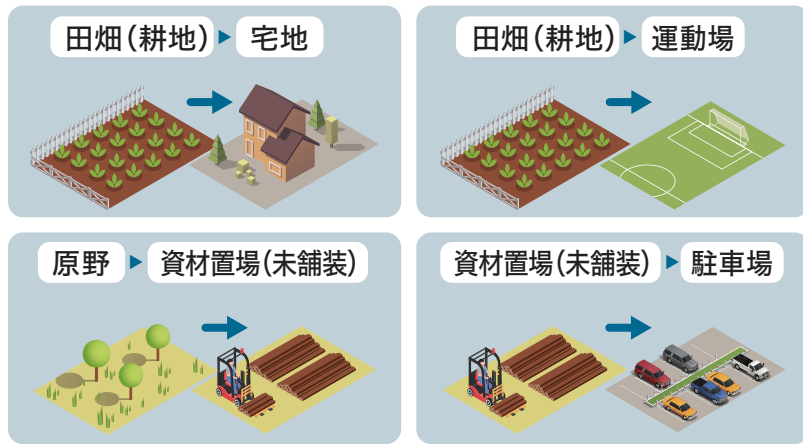
許可が必要な  
場合

田畑など締固められていない土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（雨水がしみ込みにくくなる行為）に対して、和歌山県知事の許可が必要になります。

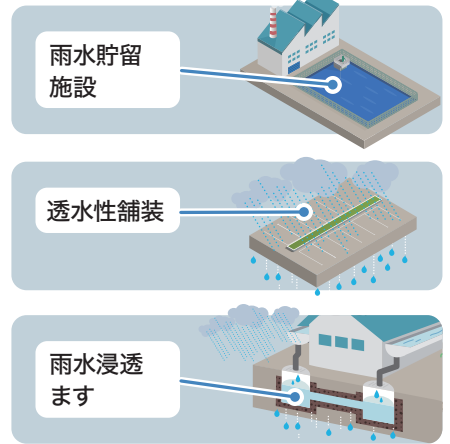
許可に  
あたって

技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要になります。  
 雨水貯留浸透施設は、雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、地域への雨水流出量の増加を抑制するものです。

雨水浸透阻害行為に該当する例



雨水貯留浸透施設の例



手続きフロー図

開発エリアが特定都市河川流域内 かつ  
1,000㎡以上 ですか？

はい → いいえ 許可申請不要\*

事前相談 開発エリア内の雨水浸透阻害行為の  
面積が1,000㎡以上かを確認

1000㎡以上 → 1000㎡未満 許可申請不要\*

雨水浸透阻害行為の許可申請

許可

工事の実施

工事の完了

工事完了検査

雨水貯留浸透施設  
の標識設置

\* 都市計画法第29条(開発行為の許可)など他の法令に基づく許可申請を不要とするものではありません。

申請(相談)窓口

和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課  
 TEL: 073-441-3134  
 Mail: e0804001@pref.wakayama.lg.jp

詳しくはこちらをご覧ください

Q 西川特定都市河川 検索

